

公益社団法人 岩見沢地方法人会



第 26 号

令和6年11月

岩見沢市1条西1丁目商工会議所内

TEL : 0126-22-3445

FAX : 0126-22-3441



岩見沢市：いわみざわ公園「見晴台」

目 次

● 卷頭言「着任のご挨拶」 岩見沢税務署長 山 崎 勝 氏	1
● 令和7年度税制改正に関する提言（概要）（全法連 監修）	2
● みんなで食品ロスの削減に取り組んでみよう！	5
● 令和6年度税に関する絵はがきコンクール入選作品	6
● 税務署からのお知らせ	
● 「ダイレクト納付の登録はお早めに!!」	8
● 「キャッシュレス納付等の関連動画のご紹介」	9
● 北海道からのお知らせ	
● 「インターネットでまとめて、便利に手続き！ eLTax」	10
● 「特別寄稿」	
● 「注視すべき日常の言葉遣い」 海 部 隆太郎 氏	12
● 「経験豊富な人材を社内活力の源に」 海 部 隆太郎 氏	13
● 岩見沢税務署 定期異動状況（関係分）	14
● 北海道税理士会岩見沢支部会員名簿紹介	15
● 7つの間違い探し／表紙の紹介 他	16

AIG

AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパー・メディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロジェクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

スタート

STARs(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える

プロパティーガード+企業地震保険(企業財産保険+
財物損害補償特約+
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

飲食料品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償

CPI(生産物品質保険:CPI限定型)

海外進出企業向けサポートプラン

ワールドリスク

WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

札幌支店営業第1課 早川

〒060-0003

札幌市中央区北3条西4-1-1日本生命札幌ビル17階

TEL. 011-204-7620 FAX. 011-222-0083

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

卷頭言 「着任のご挨拶」

岩見沢税務署長

山 崎 勝



本年7月の人事異動により、根室税務署から岩見沢税務署に着任しました山崎です。

よろしくお願ひいたします。出身地は稚内で岩見沢税務署の勤務は初めてとなりますが、管内は自然にあふれ、個性豊かな地域との印象を持っており、当地に勤務させていただく機会を得たことを大変うれしく思っています。

これから管内各地へ積極的に足を運び、地域の状況や特色などについて1年を通じ更に理解を深めていきたいと考えております。

公益社団法人岩見沢地方法人会におかれましては、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、会員相互の協調と結束の下、「健全な納税者の団体」、「よき経営者を目指すものの団体」、「地域社会に貢献する団体」として、経営・税務に関する各種研修会の開催、税知識の普及や納税道義の高揚に向けた啓発活動を積極的に取り組むとともに、小学生を対象とした「租税教室への講師派遣」や「税の絵はがきコンクール」の開催など租税教育活動にも幅広くご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、国税庁では、昨年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて各種施策を進めております。

その中でe-Taxによる電子申告につきましては、広く浸透してきたところですが、「国税のキャッシュレス納付」につきましても、利用拡大に向けて取り組んでおります。この「キャッシュレス納付」につきましては、①自宅やオフィスから納付が可能で、②PCやスマホで簡単に手続きができ、③現金の準備が不要、といったメリットがあり、税務署といたしましては、利用拡大に向け、特に力を入れて取り組んでいるところです。会員の皆様におかれましても、是非ご利用いただきたいと思います。

なお、利用に当たって操作方法等に不安のある方がいらっしゃいましたら、お気軽に税務署へお問い合わせください。

結びに当たりまして、公益社団法人岩見沢地方法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、並びに会員皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



e-Tax さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム

岩見沢地方法人会はe-Taxを推進しています!

プロフィール

氏名	山 崎 勝 (やまざき まさる)
前職	根室税務署長
出身地	稚内市
趣味	スポーツ観戦、ドライブ

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

《はじめに》

我が国経済は大きな転換期を迎えている。世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ているからである。日本銀行は本年3月、物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施した。植田和男日銀総裁はさらなる利上げも示唆している。官民で取り組んできた賃上げをめぐっても今年は33年ぶりの高い水準の賃金上昇率を記録した。株式市場もバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は「失われた30年」を経て、正常化に向けて着実に歩み出している。

これまでの政府・与党の経済・財政運営は、デフレからの脱却を最大の目的と位置付け、需給ギャップを埋めるための需要喚起策に重点が置かれてきた。だが、ここに来て政府・日銀が目指してきた「2%程度の消費者物価目標」が継続的に達成されるようになり、これからはインフレに対する警戒也要する段階に入ったと考えるべきである。こうした中では日本経済の構造的な問題にも目を向ける必要がある。とくに少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足は深刻化している。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかしながら、新型コロナウイルス禍の危機を乗り切るために大規模な財政出動が講じられた後、政府・与党の経済・財政運営が平時に向けて転換したとは言い難い。コロナ危機対応が終了しても、今度は物価高対策を名目とする新たな補助政策が次々に講じられ、どの段階で補助を終わらせるのかという出口戦略は明確に示されていない。こうした情勢下で国債発行という借金頼みの財政運営が漫然と続けられているのは問題である。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも国家的な課題であると改めて認識すべきである。

日銀が物価上昇に伴って今後、金利をさらに引き上げれば、国債の利払い費も増大する。インフレは税収を押し上げる面もあるが、経済成長率が金利水準を下回れば、借金が借金を生む悪循環に陥る恐れがある。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担う。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせない。

令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

I 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

- 本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。

与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

- 子ども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。

政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2 企業への過度な保険料負担の抑制

- 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。

企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

- 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。

女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3 行政改革の徹底等

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- 今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。

国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。



–110th Action With a Smile– 株式会社 田端本堂カンパニー

代表取締役社長 田端千裕

本店：滝川市東町1丁目38番地16 電話(0125)22-4177 FAX(0125)22-1500
 本社：三笠市岡山359番地1 電話(01267)2-7300 FAX(01267)2-5858
 支店：札幌／営業所：函館

<https://www.tabataweb.jp>

II 経済活性化と中小企業対策

1 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。こうした企業が将来にわたって存在感を發揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減等

2 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

第61回北海道法人会税制改正全道大会（苫小牧）



大会会場壇上の様子



大会決議文を読みあげる中路会長

みんなで 食品ロスの削減 に取り組んで みよう!

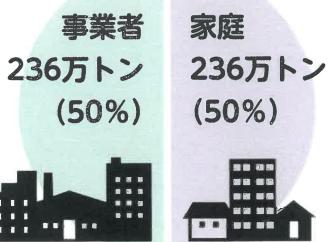


日本全体で
年間472万トン

「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるように、捨てられる
いる食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間472万トン^(※)で、
食品ロスの約半分は家庭からでています。
日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分
(103g) の食べ物を捨てている計算になります。



(※) 令和4年度推計(農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

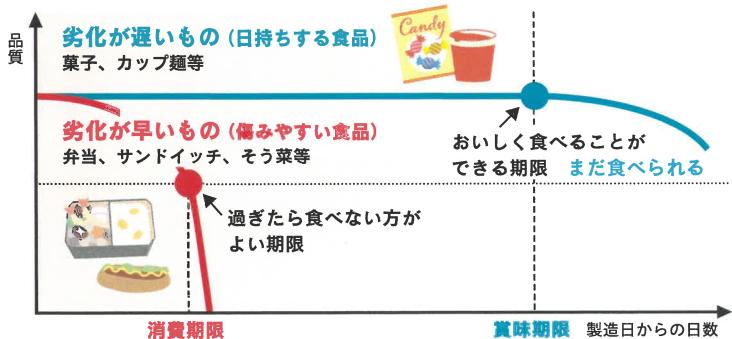
「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」…過ぎたら食べない方がよい期限

「賞味期限」…おいしく食べることができる期限

※表示されている期限は開封前
の期限ですので、一度開封した
ら期限に関わらず早めに食べ
ましょう。

消費期限と賞味期限のイメージ



意味

賞味期限	消費期限
おいしく食べることができる期限 (best-before date) 定められた方法により保存した場合に、 期待される全ての品質の保持が十分に 可能であると認められる期限。 ただし、当該期限を超えた場合でも、こ れらの品質が保持されていることがある。	過ぎたら食べない方がよい期限 (use-by date) 定められた方法により保存した場合、腐 敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴 い安全性を欠くこととなるおそれがない と認められる期限。

(消費者庁「食品ロス削減関係資料」を基に作成)

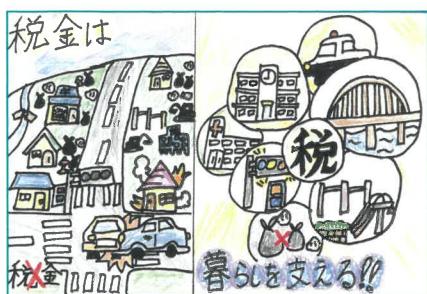


令和6年度
第15回 税に関する
絵はがきコンクール 入選作品



最優秀賞

税務署長賞



岩見沢市立中央小学校6年
石月 希空さん



岩見沢市立幌向小学校6年
菊地 真子さん

教育長賞



岩見沢市立中央小学校6年
前田 紗彩さん

法人会長賞



岩見沢市立志文小学校6年
木村 百花さん



岩見沢市立第一小学校6年
伊東 このんさん



岩見沢市立第一小学校6年
西館 柚那さん

女性部会長賞



岩見沢市立中央小学校5年
古志 優奈さん



岩見沢市立第一小学校6年
星 瞳さん

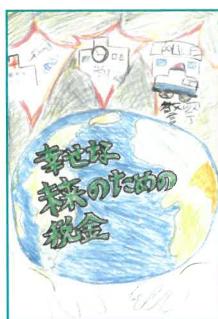


栗山町立栗山小学校5年
神谷 楓さん

努力賞



岩見沢市立岩見沢小学校6年
三嶋 芽衣さん



岩見沢市立岩見沢小学校6年
齋藤 愛郁律さん



岩見沢市立栗沢小学校6年
佐川 楓華さん



岩見沢市立日の出小学校5年
森川 結月さん



美唄市立美唄東小学校6年
清水 タツルさん



栗山町立角田小学校5年
藤田 奏心さん



栗山町立栗山小学校6年
小倉 凜音さん



岩見沢市立北真小学校6年
近藤 優南さん

多数のご応募有難うございます。来年も開催致します。

公益社団法人岩見沢地方法人会 女性部会

— 審査会 —

日時：令和6年9月6日(金)
場所：岩見沢商工会議所会議室



審査会冒頭 部会長挨拶



審査の様子



審査集計

受賞おめでとうございます!!

令和6年度 納税表彰受彰者

札幌国税局長 納税表彰

副会長 武藏輝彦 (武藏商事株)

令和6年10月30日付

ダイレクト納付の登録はお早めに！！

令和6年5月以降、一部の方を対象としまして、「納付書の事前送付を行わない」こととなりました。

○ 事前送付を行わない方（例）

- e-Tax により申告書を提出されている法人
- キャッシュレス納付（ダイレクト納付・振替納税等）により納付されている法人・個人

※ 詳しくは、国税庁HPをご覧ください。（ホーム/税の情報・手続・用紙/納税・納税証明手続き）



そのため、自宅やオフィスの PC・スマホで納税手続きが完結する

“キャッシュレス納付” のご利用をお勧めします。

「キャッシュレス納付」の中でも、「e-Tax による口座振替」である
「ダイレクト納付」は、e-Tax で送信した後の一連の操作で納付手続きが完了します。

税理士の代理送信後の流れでも手続きが可能です。

○ ダイレクト納付の利便性向上（令和5年税制改正）の概要

令和6年4月1日以降、e-Tax で電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付で行う意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限（※）に自動で口座引落しを行えるようになりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日

「ダイレクト納付」の登録（税務署及び金融機関における登録）には、届出書を提出いただいてから 「1か月程度」かかりますので、お早めにお手続きいただきますようお願いします。

便利なキャッシュレス納付の情報は次頁をご覧ください。

税務署からのお知らせ

キャッシュレス納付等の関連動画のご紹介

Web-TAX-TV 国税庁インターネット番組



使うと便利なキャッシュレス納付方法のご案内

【令和5年9月配信】

[https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/
202309_g/sp.html](https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/202309_g/sp.html)

動画の視聴はこちら ►



便利なダイレクト納付手続きの紹介

～源泉所得税もe-Taxで～

【令和6年5月配信】

[https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/
202402_a/sp.html](https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/202402_a/sp.html)

動画の視聴はこちら ►



電子納税証明書のご案内

【令和3年10月配信】

[https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/
202110_n/sp.html](https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/202110_n/sp.html)

動画の視聴はこちら ►



国税のスマホアプリ納付のご紹介

【令和5年1月配信】

[https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/
202301_b/sp.html](https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/202301_b/sp.html)

動画の視聴はこちら ►



*上記の各動画の二次元バーコードはスマートフォンでの閲覧ページへのリンクです。

パソコンで閲覧する場合は、標題横の二次元バーコードからアクセスするか、『国税庁 web tax tv』などのキーワードで検索してください。

岩見沢税務署 (R6.8)

北海道からのお知らせ

自宅で オフィスで
インターネットでまとめて、便利に手続き！

eLTAX
エルタックス
地方税の電子総合窓口

ネットでできる!! 自宅やオフィスから地方税が納付できます
全国の地方公共団体に
提出可能!! 複数地方公共団体へ一括提出できます
一括処理!! 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます
多様な納付方法!! クレジットカード、インターネットバンキング等が利用できます

eLTAX電子申告の概要

地方税の申告、申請などは、それぞれの地方公共団体で行っていたいだく必要がありますが、eLTAXでは、インターネットからそれぞれの地方公共団体に一括手続できます。

1 インターネットで申告

A税理士 申告 申請 届出
B社 申告 納付
Cさん 申告

2 地方税ポータルセンタで受付

電子申告 電子申請・届出 電子納税

3 各地方公共団体へ配信

A県 B市 C町



eLTAXは地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて行うことができるシステムです。



1 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。
複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

◆対象税目

- ・法人都道府県民税
- ・法人事業税
- ・特別法人事業税
- ・法人市町村民税
- ・事業所税
- ・固定資産税(償却資産)
- ・個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)
- ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)

PCdesk Nextのみ利用可能な税目

- ・地方たばこ税
- ・ゴルフ場利用税
- ・入湯税
- ・宿泊税
- ・軽油引取税(令和6年10月から)
- ・循環資源利用促進税(令和7年3月から)

2 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。
電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は、
利用者IDが必要です。

- ・法人設立届出や異動届出等
- ・申告手続に関連した申請・届出

3 電子納税

申告データの送信

ダイレクト納付 インターネットバンキング、
クレジットカード、ATM

口座登録 ※1

納付情報発行依頼 ※2

納付情報の確認・納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから
納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード
払い、ペイジーを介してのダイレクト納付、イン
ターネットバンキング及びATMなどから税金を
納付することができます。

※1 口座振替依頼書の送付から口座登録完了ま
で最大1ヶ月程度の時間を要しますので、余裕を
持った手続きをお願いします。

※2 みなし、見込、更正・決定分の納付であれば、
電子申告データに基づかない納付が可能です。

納付がますます
便利になるね！



eL-QR及びeL番号が印刷された納付書等は地方税お支払サイトから納税ができます。
詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXの利用時間 8:30~24:00(土日祝日、年末年始12/29~1/3は除く。)

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。 電話によるお問い合わせ(受付日時:平日、9:00~17:00)

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

0570-081459(ヘルプデスク)

03-5521-0019(上記の電話番号がつながらない場合)

注視すべき日常の言葉遣い

ジャーナリスト 海部 隆太郎

複雑で時には怪奇としか思えないヒト・モノ・カネの動きを追い、そこで発生する出来事を調べ、複数の人から話を聞き、読み物としてまとめ上げる。それを生業としてきた。その結果を世の中に送り出す文章は、確かな根拠、事実をベースに分かりやすさを重視することが基本。とはいえる原稿が出来上がるまでのプロセスが常に順調というわけにはいかない。

根掘り葉掘り、しつこく念を押しながら話を聞く時がある。こういう場合の取材先は、その内容に触れてほしくないことが多く、相手に不快感を与えていると思いつつ質問を連発する。

同じようなことを記者会見でよく見かけた。鋭い質問ではなく、嫌がらせ、揚げ足取りとしか思えない記者の質問であり、もうこれは東京都が条例化を目指すカスハラに該当するのではと感じる。真実を知る権利とその乱用を問題意識とするマスコミは少ないが、議論するべきと私は思う。

先日、編集者との打ち合わせで「きれいなお姉さんから依頼されたら断れない」と話すと「それ、セクハラを感じる人がいますから」とビシッと注意された。なぜと説明を聞いても半分しか理解できなかったが、嫌がる人がいるのなら気を付けるしかなく、とにかく性別容姿を表現する言葉は使わないことを肝に銘じた。

時には不正確な言葉も見逃せ

それでも「おやじギャグ」が通用すると思っている中高年は少なくない。私もその一人だった。場を盛り上げ

るため、ユーモアの一環だからなどの理由も今では受け入れられない。とくに多いのが女性を蔑視するかと思われる発言。これは状況判断を誤ったというよりは、日頃から男の上から目線が常態化しているだけ。失言は自身の本音、猛省すべきだ。

時代が違う、今流の考え方を改めろというのは表面的なこと。やはり一人一人を思いやる心が根付かない限り、セクハラ発言は無くならないのでは。加えて日頃から言葉遣いを大切にする姿勢を持つことだ。偉そうに指南書的な書き方をしているが、自らの失敗体験で学んだことを伝えているだけ。

話は大幅にそれるが、就職が内定した学生たちと懇談する機会があった。学生から「面接試験官の質問意図を…」という話の時に、民間企業なのに「試験官」はおかしくないか、官は官吏を指すので「面接者」とるべきだと一言文句を言った。学生からは「ああそうですか」との反応しかなく後味が悪かった。正しい言葉遣いを伝えても場をシラケさせただけでしかなかった。

日常の言葉遣いを大切にするべきだが、そればかり気にしながら生きていくとストレスを増幅させてしまうだろう。正しい言葉を使っているのかどうかは二の次にして、やはり人を大切に思う心を大きくしていくことを考えていた方がよいと考える。これならストレスは激減するし問題を発生させないはずだ。

【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取り扱い、講演・執筆活動を展開する。

特別寄稿

経験豊富な人材を社内活力の源に

ジャーナリスト 海 部 隆太郎

「老後」という言葉に違和感を覚え始めている。青年を経て壮年となり老年となるのが自然な流れ。しかし、定年後の65歳以降は一般的に老後と呼ばれてしまう。老いた後ににあるのは「死」ではないのか。いきなり老後とは不可解でしかたない。

むしろ、老いが進んでいく過程なのだから「老中」ではないのかと思うが、これでは江戸幕府の役職になるので、ちょっとマズかろう。「老後」という言葉は廃止すべきと主張したい。だが、私の周囲に賛同する人は残念ながら少ない。

生物学的にみると、老年期（老後）があるのは人間のほか限られた動物だけだそうだ。著名な生物学者によるとチンパンジーのメスは子を産めなくなったら、お役御免となり死んでしまうという。百獣の王ライオンも獲物をとれなくなれば、静かに朽ち果てていくだけ。自然界の動物は子孫を残すことが使命なのかと思う。

しかし、人には老いる時期がある。それでも昔は人生50年だった。現在では、医学の進歩と豊富な栄養が人生を100年まで押し上げている。現代は老いている期間が長くなっているのは間違いない。どう過ごすかが社会問題化しているものの、死ぬ直前まで健康で過ごすことがベスト。そのために何をするのかを考えなければいけない。

余談ながら、歯医者から一度後退した歯茎は再生しないと言われた。折れた骨はつながるが、失った歯は元に戻らない。どうしてなのかと考える。数万年にわたり築き上げてきた人類の体組織は、現在のように長生きすることを前提にしていなかったからではないだろうか。口腔内の老化だけは諦めるしかなかった。

輝いていた高齢者企業

先の生物学者の著作によると、人間は知識と経験豊富な年寄り（シニア）が集団のまとめ役になり文明を高度化させてきたという。高齢者の活躍なくして人類は発展しなかったわけで、それが寿命を延ばしてきたそうだ。人間は子孫を増やすこと以外にも使命がある。しかし、現在は老後という表現でやりがいを奪ってしまうから社会的な歪みが生じてくるのではと思う。

会社組織ではどうだろうか。定年は55歳から60歳に伸び65歳へ。近い将来には70歳になるだろう。年金支給年齢に合わせているだけのように見えてしまう。高齢者パワーを最大限に引き出す取り組みなくしての定年延長はつらいだけ。会社側も法律を順守して雇用を延長しているにすぎない現状では生産性の低下は免れない。

高齢社員への抜本的な改革を考えられないか。後進に道を譲らなければ組織が停滞するが、力はあるのに役割の重要性を欠いた仕事しか与えないのはもったいない。高齢者が斬新な発想をもって働き、パワーを発散させている会社は、若年層に影響を与える。会社全体が輝くはずだ。

都内にある小規模事業者で平均年齢70歳の専門家集団を取材したことがある。もう20年前のことで自然消滅していると思うが、そこで応対してくれたみなさんの論理的な話や顔のつやの良さは忘れられない。業種などは限定的かもしれないが、高齢者を切り捨てず企業戦力に取り込む必要性を訴えたい。

【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取り扱い、講演・執筆活動を展開する。

岩見沢税務署 定期異動状況(関係分)

～よろしくお願ひ致します～



岩見沢税務署 総務課長

手塚 健一 (てづか けんいち)

前職 札幌国税局 徴収部 特別整理第3部門 総括主査

出身地 山形県

趣味等 料理



岩見沢税務署 法人課税第1部門 総括国税調査官

廣地 正祥 (ひろち まさよし)

前職 札幌国税局 課税部 法人課税課 主査

出身地 札幌市

趣味等 スポーツ観戦、読書



岩見沢税務署 法人課税第1部門 総括上席国税調査官

蝦名 恵子 (えびな けいこ)

前職 札幌北税務署 酒類指導官 上席国税調査官

出身地 深川市

趣味等 動画鑑賞、ゲーム

～お世話になりました～

岩見沢税務署 署長	北 村 勝	〈異動先〉 税務大学校 和光校舎 総合教育部 主任教授
岩見沢税務署 総務課長	土 田 了 弘	〈異動先〉 札幌東税務署 総務課長
岩見沢税務署 法人課税第1部門 総括国税調査官	宮 永 剛	〈異動先〉 札幌中税務署 特別国税調査官(源泉所得税)
岩見沢税務署 法人課税第1部門 総括上席国税調査官	宮 本 正 之	〈異動先〉 岩見沢税務署 法人課税第2部門 総括国税調査官

税理士会で税の相談・正しい納税

北海道税理士会岩見沢支部 会員名簿

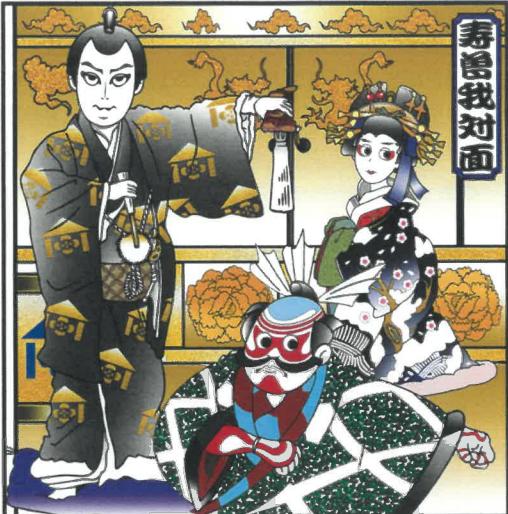
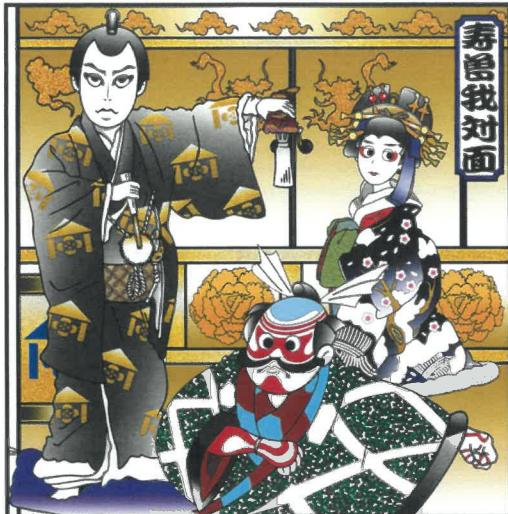
2024年10月

No	名 前	郵便番号	事務所住所	局番	TEL	FAX
1	阿 部 孝 彦	068-0817	岩見沢市美園 7条8丁目2-3 (税)池田会計事務所	0126	22-0640	22-2311
2	飯 田 枝	068-0835	岩見沢市緑ヶ丘 5丁目 143-34	0126	32-1200	32-1201
3	今 井 典 彦	068-0027	岩見沢市 7条西 10丁目 60-1	0126	25-3444	25-3313
4	今 村 史 樹	072-0021	美唄市大通西 1条北 1丁目 1-17	0126	63-0531	63-0534
5	上 田 英 伸	068-2152	三笠市多賀町 18-11		090-3394-4180	
6	追 矢 享 子	068-0005	岩見沢市 5条東 2丁目 2-17 (税) TACS	0126	22-5050	25-6209
7	大 友 慎 平	068-0027	岩見沢市 7条西 10丁目 60 番地 1	0126	25-3444	25-3313
8	加瀬谷 満	069-0363	岩見沢市上幌向南 2条 7丁目 7 番地 1	0127	26-6068	26-6068
9	亀 山 泰 幸	068-0027	岩見沢市 7条西 10丁目 60-1	0126	25-3444	25-3313
10	菅 野 聖 人	068-0025	岩見沢市 5条西 3丁目 2-10 5条プラザ 2F (税) MBL	0126	23-8311	31-4186
11	北 明 泰 志	068-0030	岩見沢市 10条西 1丁目 14	0126	25-1877	25-1861
12	木 村 聰	068-0005	岩見沢市 5条東 2丁目 2-17 (税) TACS	0126	22-5050	25-6209
13	木 村 直 樹	068-0026	岩見沢市 6条西 11丁目 2-4	0126	22-3231	25-6311
14	小 保 芳 治	069-0361	岩見沢市上幌向北 1条 4丁目 748-37	0126	26-4768	26-4768
15	坂 入 幸 男	068-0026	岩見沢市 6条西 1丁目 1 プラザ豊優 2F	0126	24-0026	22-1062
16	佐 藤 勇	068-0024	岩見沢市 4条西 9丁目 5	0126	22-4353	22-0146
17	佐 藤 彰 一	068-0024	岩見沢市 4条西 12丁目 1-1	0126	22-7626	22-7629
18	佐 藤 幹 夫	069-1512	夕張郡栗山町松風 3丁目 64	0123	72-0061	73-2153
19	東 海 林 直 彰	068-0809	岩見沢市 南町 9条 2丁目 1-13	0126	23-4995	23-4946
20	鈴 木 君 雄	068-0030	岩見沢市 10条西 4丁目 7-1	0126	23-1005	23-1001
21	谷 黙	069-0365	岩見沢市上幌向町 1360-1 (税)ひまわり	0126	32-6001	32-6002
22	中 浦 孝 一	068-0005	岩見沢市 5条東 2丁目 2-17 (税) TACS	0126	22-5050	25-6209
23	中 島 拓 也	068-0005	岩見沢市 5条東 2丁目 2-21	0126	22-4705	22-9205
24	觸 澤 克 仁	068-0009	岩見沢市 9条東 6丁目 1-25	0126	23-8088	23-0551
25	觸 澤 信 芳	068-0009	岩見沢市 9条東 6丁目 1-25	0126	23-8088	23-0551
26	安 沢 義 孝	068-0024	岩見沢市 有明町南 1-12 ITビジネスセンター 2F	0126	22-0945	22-0928
27	山 田 和 訓	069-0365	岩見沢市上幌向町 1360-1 (税)ひまわり	0126	32-6001	32-6002
28	山 本 辰 勇	068-0027	岩見沢市 7条西 21丁目 2-6	0126	22-4975	22-4976

法人会員

No	法 人 名	郵便番号	事務所住所	局番	TEL	FAX
1	(税) 池田会計事務所岩見沢支店	068-0817	岩見沢市美園 7条8丁目2-3	0126	22-0640	22-2311
2	(税) MBL	068-0025	岩見沢市 5条西 3丁目 2-10 5条プラザ 2F	0126	23-8311	31-4186
3	(税) TACS	068-0005	岩見沢市 5条東 2丁目 2-17	0126	22-5050	25-6209
4	(税) ひまわり	069-0365	岩見沢市上幌向 1360-1	0126	32-6001	32-6002

16ページ・7つの間違い探しの答え ①工藤の口(左上) ②雲柄の大きさ(中上) ③フサの長さ(中上) ④花魁の鉢巻き(右上) ⑤牡丹の向き(中央) ⑥小林の力紙(中央) ⑦小林の目線(中央)



7つの間違探し

右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますかな？

・ ? ・ ? ・ ? ・ ? ・ ? ・ ? ・ ? ・ ? ・ ?

【作者紹介】
神谷一郎（かみや・いちろう） 専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

（答えは15頁にあります）

表紙の紹介

○ 表紙「写真」：いわみざわ公園「見晴台」

見晴台は、自然の木立の中、最上段（高さ8.7メートル）まで車いすで移動でき、高齢者や体の不自由な方が円滑に利用できるようユニバーサルデザインという視点で設計・整備しています。最上段展望デッキは、標高142.6メートルに位置し、眼下には公園内のバラ園やローズパーク パークゴルフ場、遠くは札幌の街並み（札幌ドーム）をはじめ石狩平野が一望でき、好天であれば手稻の山々まで眺望することができます。

営業時間：9:00～17:00

料 金：無料

所 在 地：岩見沢市上志文町

定休日：冬期閉鎖

駐車場：あり



ホージンフォーラム 第26号

発行日 令和6年11月

発行者 公益社団法人岩見沢地方法人会 広報委員会

TEL：0126-22-3445 FAX：0126-22-3441

印刷所 (株)組合印刷



岩見沢地方法人会はe-Taxを推進しています！

法人会に入りませんか?

法人会は、税に関する活動で企業や社会に貢献します!

ご入会お待ち
しています!



法人会とは?

70年を超える歴史をもち、約75万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。

税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して、会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて、建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

詳しくはWEBをご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/> 法人会



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、
重大疾病に
かかつた時の
そなえを確保。



Jタイプ
Jタイプα
がんステージ限定型
Jタイプ

Jタイプ
[無配当重大疾病保障保険]
(無解約払戻金型)

Jタイプα
[無配当重大疾病保障保険]
(解約払戻金抑制割合指定型)

がんステージ限定型Jタイプ
[無配当重大疾病保障保険]
(がん保障ステージⅢ・Ⅳ限定・無解約払戻金型)
は、
重大疾病による
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
就業不能リスクから
企業を守ります!

引受保険会社

 大同生命保険株式会社

北海道支社/
北海道札幌市中央区北三条西3-1(大同生命札幌ビル12F)
TEL 011-241-8271

F-2020-1007 (2021年3月4日)